

内牧二区 規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、内牧二区（以下「区」という。）の秩序を維持し、明るく住みよい生活をめざし、区の健全な発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 区の事務所は、阿蘇市内牧二区公民館に置く。

第2章 区民及隣保組

(区民の定義、その権利義務)

第3条 区内に住所を有する者、及び区に出店する者を区民とする。

区民は、区の提供するものを等しく受ける権利を有し、区費等の負担及び隣保組に加入する義務を負う。

2 正当な理由により、隣保組に加入できない者は、準区民とする。その権利義務は別途定める。

3 区に加入しようとする者は、加入申込書を区長及び隣保組長に届け出るものとする。

(隣保組)

第4条 区の下部機関として、必要に応じて隣保組を置く。

2 隣保組は、3戸以上を原則として設置する。

第3章 事業

(内容)

第5条 区は、第1条の目的達成のために次の事を行う。

- (1) 環境の美化整備
- (2) 防火防犯対策
- (3) 人災、天災等の災害対策
- (4) 観光対策
- (5) 公民館活動
- (6) 交通事故防止対策
- (7) 区財産の保全活用
- (8) その他目的達成に必要な事業

第4章 役員

(役員)

第6条 区に次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 副区長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事業部長 1名
- (5) 評議員 6名以内
- (6) 監査 2名

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 各隣保組において選ばれた推薦委員の合議により推薦する。

2 推薦された役員は、総会の議決を経なければならない。

(役員の仕事)

第9条 役員は次の仕事を行う。

(1) 区長は、区を代表し、区の運営を統括する。

(2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故ある時は、区長を代理する。

(3) 会計は、区の会計を担当する。

(4) 事業部長は、区の事業を処理し、併せて総会、組長会及び各委員会の議事録を作成し、書記の一般的事務を掌る。

(5) 評議員は、区長の命を受け、重要な事項を審議する。

(6) 監査は、会計監査を行う。

(隣保組長)

第10条 この区の隣保組に隣保組長（以下「組長」という）を置く。

2 組長は、毎年1月1日を交代日とする。

3 隣保組によって班長を置くことができる。

(組長の仕事)

第11条 組長は、隣保組を代表し、区の下部機関として、第1条の目的達成に努める。

2 組長は、隣保組の住民が必要とする連絡事項について、回覧による伝達及文書配付等を行う。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 区の会議は、総会、役員会（監査を除く）、評議員及び組長会とする。

(総会及び臨時総会)

第13条 総会は、区の最高議決機関として年1回2月中(理由あるときは変更ができる)に区長が招集する。

2 総会の議決を緊急に必要とする案件が生じた時は、臨時総会を招集することができる。

(総会の成立)

第14条 総会は、区の住居戸数の過半数（世帯主又はその家族及び委任状による代理人）の出席を持って成立する。

(総会の議決、承認を必要とする事項)

第15条 総会の議決及び承認を要する事項は、次の案件とする。

(1) 決算書及び予算書

(2) 事業計画

(3) 役員の任命

(4) 規約の制定、変更及び廃止

(5) その他住民の権利義務に関する重要事項

2 前項の議決、承認は出席者の過半数を以って成立する。

(総会議事録の作成)

第16条 総会の議事については、議事の経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名者2名が記名押印しなければならない。

(役員会)

第17条 役員会は、区の執行機関として区長が招集し、適宜開催する。

2 役員会、評議員会における案件事項は、組長会に報告し、議決及び承認を要する事項は、それぞれ処理する。

(組長会)

第18条 組長会は、総会につぐ議決機関であり、組長が招集する。

(組長会の任務)

第19条 組長会は、区民の諮問に応じ区の運営等の意見を具申し、委員会及び委員会の案件事項について、議決、承認等の措置を講ずる。

第6章 財 務

(会計年度)

第20条 区の会計年度は毎年2月1日から始まり、翌年1月末日に終わるものとする。

(予備費)

第21条 予算外の支出又は予算超過の支出に当てるため、予備費を計上しなければならない。

(収 入)

第22条 区の収入は、次のものとする。

- (1) 住民負担による区費
- (2) 金融機関の預貯金利子
- (3) 公民館使用料
- (4) その他

(支 出)

第23条 区の支出は、次によるものとする。

- (1) 区の運営に必要な経費
- (2) 事業費
- (3) 公民館必要経費
- (4) 団体、行事への助成
- (5) 役員等の報酬

第24条 区は財産区でない為、災害、高額の物品購入等、又はその他の非常時の準備金として、予備費の一部を第二区非常時準備積立定期預金とし、定期預金の設定をする。

(決 算)

第25条 会計は、会計年度の終了後、決算書を作成しなければならない。

(監 査)

第26条 緊急の処理を必要とする場合、予備費の範囲内で区長はこれを専決する事ができる

第7章 雑 則

(財産の管理)

第28条 執行機関は、区の財産の善良な管理保全に努めなければならない。

(規約改正)

第29条 この規約に改正の必要を生じた時、又は住民(世帯主)の過半数の署名に

よる改正請求のあったときは、執行部は総会の議決に付きなければならない。
い。

附 則

(実施期日)

第1条 この規約は、平成10年3月10日より執行する。

(規約に定めなき事項)

第2条 この規約に定めなき事項については、習慣による。なお、習慣以外の事項については、総会の議決による。又急を要する案件については、組 懲戒の議決を経て次の総会の承認を得なければならない。

この改正規約は、平成29年3月1日から施行する。

内牧二区準区費（管理費）徴収要項

1. 目的

近年、社会状況や住民ニーズ等の変化により、地域における自治会運営のあり方が問われています。本区においても、少子高齢化、未加入世帯の増加等により、ごみ置場の設置・管理、消火栓・消防ホース、カーブミラー等の設置・管理、防災活動など、多くの問題が生じています。

こういった課題を少しでも解決し、よりよい、安心・安全な地域づくりを進めるために、区に居住する者が連携、協力し「内牧二区規約第3条第2項」の規定に基づき、実施するものです。

2. 準区民（準会員）の権利、義務

準区民は、内牧二区内に住所を有する者で、区に正式加入出来ない世帯を対象とするものです。

- (1) 準区民は、区行事への参加、奉仕作業など自治会活動への義務は発生しません。ただし、準区費（管理費）の納入義務は発生します。
- (2) 準区民は、人事、予算等自治会運営の議決権、財産権、区行事への無料参加、区長回覧等の権利は発生しません。ただし、ごみ置場の使用、防災対策などルールを遵守することを前提として、自治会が提供するものを等しく受ける権利を有します。

3. 準区費（管理費）

- | | | |
|-----------------------|-------|------------------------|
| (1) 一戸建て持家に居住する者 | 年間管理費 | 5,000円 |
| (2) <u>賃貸住宅に居住する者</u> | 月額管理費 | <u>250円(年額:3,000円)</u> |

4. 準区費（管理費）の徴収

- (1) 一戸建て持家に居住する者
自治会事務局（会計宅）へ毎年5月末日までに持参又は口座振込とします。

(2) 賃貸住宅に居住する者

賃貸住宅管理者が、入居者から賃貸料とともに、管理費として、月額250円を徴収し、四半期ごとに自治会事務局に納入するものとします。ただし、年間一括納入(3,000円)の場合は毎年5月末日までとします。

5. その他

- (1) この活動で得た個人情報は、目的達成に必要な範囲内で取り扱います。
- (2) この定めのない事項で疑義が生じた場合、別途協議することとします。

附則

この要項は、平成31年5月1日から施行します。

内牧二区地域活動協力隊規約

第1条（団体の名称、所在地）

1. この団体の名称は、「内牧二区地域活動協力隊」（以下「活動協力隊」とする）。
2. 主たる所在地は担当事務局内とする。

第2条（目的）

1. 区民が①安全に暮らす（防災等）②安心して暮らす（地域福祉）③楽しく暮らす（イベント等）ためのお手伝いをする活動母体として、小中高生からシニアまで、誰もが、自分の趣味や経験を活かし、興味のある地域活動に自由に参加できる「活動協力隊」を設置し協働作業による、持続的な地域づくりに寄与することを目的に活動する。

第3条（活動内容）

1. 本活動協力隊、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。
 - (1) 防災、交通安全等地域の安全向上に資する活動。
 - (2) 高齢者の見守り等地域福祉の向上に資する活動。
 - (3) 地域の伝統行事・文化の継承、世代間交流の促進に資する活動。
 - (4) 地域資源等の活用による地域活性化のための協働活動。

第4条（会員）

1. 本活動協力隊の会員は、第1条の目的に賛同するものとし、成年者を対象としたアダルトチーム、小中高生対象としたジュニアチームで構成する。

第5条（役員を選任）

1. 本活動協力隊に、代表1名、副代表1名、事務局1名を置く。
2. 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第6条（運営費・会費・事業費）

1. 本活動協力隊の会計年度は、毎年2月1日から翌年の1月31日とする。
2. 年会費は無料とする。
3. 運営費、事業費については、区等からの助成金、各事業補助金等で賄うものとする。

第7条（雑則）

1. 本規約に定めるものの他、運営に必要な事項は代表が定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

